

別海町議会会議録

第1号（平成26年6月17日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 町長行政報告及び提出案件の概要説明 |
| 日程第 6 | 議案第46号 | 平成26年度別海町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第 7 | 議案第47号 | 平成26年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 8 | 議案第48号 | 別海町地域情報通信施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第49号 | 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第50号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について |
| 日程第11 | 議案第51号 | 北海道市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第12 | 議案第52号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第13 | 議案第53号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第14 | 議案第54号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第15 | 議案第55号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第16 | 議案第56号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第17 | 議案第57号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第18 | 議案第58号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について |
| 日程第19 | 報告第 3号 | 平成25年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について |

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|---------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 町長行政報告及び提出案件の概要説明 |
| 日程第 6 | 議案第46号 | 平成26年度別海町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第 7 | 議案第47号 | 平成26年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 |

- 1号)
- 日程第 8 議案第 48号 別海町地域情報通信施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 49号 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 50号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第 11 議案第 51号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 12 議案第 52号 工事請負契約の締結について
- 日程第 13 議案第 53号 工事請負契約の締結について
- 日程第 14 議案第 54号 工事請負契約の締結について
- 日程第 15 議案第 55号 工事請負契約の締結について
- 日程第 16 議案第 56号 工事請負契約の締結について
- 日程第 17 議案第 57号 工事請負契約の締結について
- 日程第 18 議案第 58号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 19 報告第 3号 平成25年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○出席議員（17名）

| | | | | |
|-----|------|------|------|------|
| 1番 | 木嶋悦寛 | 2番 | 松壽孝雄 | |
| 3番 | 森本一夫 | 4番 | 今西和雄 | |
| 5番 | 西原浩 | 6番 | 杳澤昌廣 | |
| 7番 | 小林敏之 | 8番 | 安部政博 | |
| 9番 | 瀧川榮子 | 10番 | 山田信 | |
| 12番 | 松原政勝 | 13番 | 戸田博義 | |
| 14番 | 戸田憲悦 | 15番 | 中村忠士 | |
| 16番 | 佐藤初雄 | 副議長 | 17番 | 安田輝男 |
| 議長 | 18番 | 渡邊政吉 | | |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

| | | | |
|---------|------|----------|-------|
| 町長 | 水沼猛 | 副町長 | 磯田俊夫 |
| 教育長 | 真籠毅 | 代表監査委員 | 志賀正章 |
| 監査委員 | 田村秀男 | 選挙管理委員長 | 高崎好藏 |
| 総務部長 | 佐藤次春 | 福祉部長 | 竹中仁 |
| 産業振興部長 | 有田博喜 | 建設水道部長 | 小西健夫 |
| 教育部長 | 中谷隆弘 | 病院事務長 | 佐藤一彦 |
| 会計管理者 | 田保圭乙 | 監査委員事務局長 | 宮越正人 |
| 農委事務局長 | 佐々木勉 | 総務部次長 | 河嶋田鶴枝 |
| 産業振興部次長 | 佐藤則夫 | 産業振興部次長 | 山崎茂 |
| 教育部次長 | 下地哲 | 総務課長 | 佐藤告 |

| | | | |
|---------|------|----------|-------|
| 総合政策課長 | 浦山吉人 | 財政課長 | 河嶋田鶴枝 |
| 税務課長 | 中村公一 | 福祉課長 | 山田一志 |
| 介護支援課 | 今野健一 | 特養建設準備室長 | 竹中仁 |
| 町民課長 | 三戸俊人 | 農政課長 | 山崎茂 |
| 水産みどり課長 | 佐藤則夫 | 事業課長 | 千葉悦男 |
| 事業課技術長 | 山岸英一 | 生涯学習課長 | 下地哲 |

○議会事務局出席職員

事務局長 登藤和哉 主 幹 田畑直樹

○会議録署名議員

2番 松壽孝雄

3番 森本一夫

4番 今西和雄

◎表彰状の伝達

○**議会事務局長（登藤和哉君）** 皆様おはようございます。

会議に入ります前に、表彰状の伝達を行います。

このたび、永年にわたり議員の職責をとおして、地方自治の振興・発展に貢献された功績により、北海道町村議会議長会から平成26年度自治功労者として、議長在職7年以上で渡邊政吉議長、議員在職15年以上で佐藤初雄議員、中村忠士議員の3名が受賞されました。

また、北海道町村議会議長会主催の第34回議会広報コンクールにおいて、本町の議会だより68号が名誉ある入選に選ばれました。議会広報特別委員会では、委員による写真撮影から構成までのすべてを行っており、大変価値があるものでございます。

それでは、表彰状の伝達を副議長から行います。

安田副議長、渡邊議長、佐藤議員、中村議員、議会広報特別委員会西原委員長、今西副委員長、御登壇ください。

(表彰状の伝達)

開会 午前10時03分

◎開会宣言

○**議長（渡邊政吉君）** おはようございます。

会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げておきます。

また、夏季における服装の軽装化が実施されております。議場内においてもネクタイを使用しないことを許可しておりますので、あわせて申し上げます。

ただいまから、平成26年第2回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は、17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（渡邊政吉君）** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

2番松壽議員、3番森本議員、4番今西議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○**議長（渡邊政吉君）** 日程第2 議会運営委員長から、委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は報告のみであります。

議会運営委員長。

○**議会運営委員長（戸田博義君）** それでは、議会運営委員会から報告いたします。

去る6月3日、6月12日に開催いたしました議会運営委員会、本定例会にかかわる

運営について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。

本定例会に町長から提出されております案件は、全部で14件であります。

提出されました議案は、平成26年度各会計補正予算が2件、条例の一部改正が2件、組合規約の変更が2件、工事請負契約の締結が6件、辺地整備計画の策定が1件、平成25年度一般会計繰越明許費計算書報告が1件であります。

これら提出案件のすべてについて、委員会の付託を省略し、本会議において質疑、討論、採決すべきものと決定いたしました。

なお、報告第3号の平成25年度一般会計繰越明許費計算書報告につきましては、報告のみであります。

次に、会期及び議事日程であります。

本定例会の会期は、6月17日から6月20日までの4日間とし、1日目には、町長から行政報告及び提出案件の概要説明の後、提出議案の内容説明、質疑を行うことといたしました。2日目には、一般質問を行います。3日目は休会とし、各常任委員会を開催いたします。4日目最終日は、町長提出議案の討論、採決を行い、その後、議員提出案件等の内容説明、質疑、討論、採決などを行うことにいたしました。

なお、本定例会においても休会日を1日設け、各常任委員会での議案調査等、討議の時間を確保した日程といたしました。各常任委員会の運営については、委員長を初め、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、中村忠士議員、木嶋悦寛議員、瀧川榮子議員の3名で、全員が一問一答方式であります。質問の順番は、会議規則等運用規定に基づき、通告順に行うことといたしました。議員各位、理事者におかれましては、活発な政策議論が行われるとともに、円滑な議会運営と、町民にわかりやすい質問や答弁内容に配慮されますようお願い申し上げます。

次に、請願・陳情等についてであります。

受理いたしました請願・陳情等にかかわる対応について、慎重に協議をいたしました。その結果については、お手元に配付したとおりであります。

なお、提出された陳情等の写しは、議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は議員発議により提出願います。

次に、議員・委員会提出案件であります。

現在、予定されております提出案件は、議員提出案件が2件、委員会提出案件が2件であります。

初めに、別海町議会の議員定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、これは議員定数等調査特別委員会の報告に基づき、戸田博義議員から提案されるものであります。

次に、特定秘密保護法の慎重な運用を求める意見書を松原議員から、手話言語法の制定を求める意見書を福祉医療常任委員長から、規制改革会議意見書の取り扱いに関する意見書を産業建設常任委員長から、それぞれ提出いたします。

いずれも、定例会最終日に提案されることになっております。

また、反問権についてですが、議員の質問に対して、論点、争点を明確にするためのものであり、質問、回答事項を十分精査し、より質の高い議論を展開することが期待されているものであります。町長初め、執行機関、議員各位には、その趣旨を十分御理解いただ

きますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会で協議いたしました内容についての報告といたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（渡邊政吉君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの4日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月20日までの4日間に決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5 町長行政報告及び提出案件の概要説明

○議長（渡邊政吉君） 日程第5 町長から行政報告及び提出案件の概要について説明があります。

町長。

○町長（水沼 猛君） おはようございます。

本日、平成26年第2回の町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては時節柄大変お忙しい中、御出席を賜りまことにありがとうございます。

開会に当たりまして、行政報告並びに提出議案の概要について、御説明を申し上げます。

最初に、別海高等学校普通科の募集定員についてでございます。

北海道教育委員会は6月3日に、平成27年度から平成29年度までの公立高等学校配置計画案を発表いたしました。それによりますと別海高等学校普通科の募集学級数が2ということで、本年度の3学級120名から2学級80名へと削減される計画となっております。

本年度の別海高校普通科の入学生につきましては、出願者が85名で1学年3学級となる予定でありましたが、受験者及び合格者が78名、最終の入学者が77名となり、1年生が2学級となりました。

このような状況から、平成27年度以降の募集定員数を2学級80名とする計画案となっているとの説明ですが、学級の減は別海高校の学校運営はもちろん、将来的に地元の高校の存続問題になりかねない重要な問題であります。

配置計画案が成案となるのは9月ということでございますので、それまでの間、現在の普通科3学級の存続を北海道教育委員会に強く訴えていく必要があると考えておりました。それには行政、学校、保護者、地域が連携して取り組むことが最も大切になってきます。

現在、対応について検討しておりまして、決定次第お知らせをいたしますが、議員各位

におかれましても、このことに関し御理解と御協力をいただきますようお願いをいたします。

次に、産業の動向等についてでございます。

酪農畜産の情勢ですが、町内の生乳生産は1月から4月末で14万9,000トン、対前年比93.9%。販売額では123億8,700万円、87.9%と昨年の7月から前年を下回る状況が続いています。

乳価は、平均5円47銭の値上げとなりましたが、生産資材の高どまりなど、農業経営にとって依然として厳しい状況が続いております。

作況については、5月は中旬まで平均気温が平年よりやや高い状況で、下旬はやや低い状況となりましたが、デントコーンの播種作業は1日ほど早く終了しており、一番草の収穫も始まるころでございますが、牧草の生育は2日ほど早いとのこととあります。

このような中、5月20日には別海バイオガス発電株式会社による国内最大規模のバイオガス発電施設の建設工事が着工され、去る6月4日に中春別農協、10日には道東あさひ農協で、別海バイオマス発電株式会社へ出資することが組合員総会で決定されました。

今後は共同事業者として、平成27年7月からの本格稼働に向けて、事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

水産業の状況ですが、ことしの春季ホタテ漁は、流氷の影響により出漁できない日が続きましたが、漁獲調整をしながら5月31日で操業を終了しております。前年同期と比較いたしまして、水揚げ数量で121%の2万3,384トン、金額では113%の46億690万円となり、当初計画を大きく上回る結果となっております。

また、ニシンにつきましても、前年同期と比較し、水揚げ数量で395%の615トン、金額では222%の5,680万円となり、単価的には低位で推移をいたしましたが、平成元年以降としては最高の漁獲量となっております。

全魚種で比較いたしましても、水揚げ数量で120%、金額では113%となりまして、年明け以降好調な漁模様となっております。

6月からは、秋サケ漁の準備も始まっていますが、昨年以上の水揚げとなるよう期待をいたしているところであります。

次に、エゾシカの駆除についてでございます。

今年度は5月8日から6月8日までの28日間、春駆除を行っております。5月31日までに目標頭数の1,500頭近くを駆除いたしましたが、草地等には、まだ多くのシカが確認されたことから猟友会と協議をし、頭数を追加して、全体で1,995頭を駆除したところであります。

なお、参考までに申し上げますと、昨年の春駆除につきましては17日間で1,371頭の駆除となっております。

次に商工業についてですが、報道では、景気は緩やかな回復基調が続いているが、消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動により弱い動きが見られると報じられております。地方においては、依然として原材料、燃料費が高どまりし、厳しい経済状況が続いております。

本町では、利子補給事業や商店街活性化を目的とした、にぎわい商店街創造事業、開業支援・経営拡大助成・空き店舗利用等促進等を目的とした起業家支援事業、町内建築業者の受注機会の確保を目的とした地域貢献中小企業支援事業を引き続き実施しています。

また、昨年6月には、別海町中小企業振興行動指針が策定をされ、今年度は行動指針に

ある担い手育成の一環として、別海高校生の大学視察研修や企業マップ作成事業を実施することといたしているところでございます。

次に観光客の入り込み数ですが、平成25年度は根室管内で前年度比2.5%減の18万4,400人で、本町においては、前年比4.1%減の30万3,100人となりました。

これにつきましては、平成24年度に本町で開催されました新・ご当地グルメグランプリ、これに2万2,000人の方々が訪れていただいたことが要因でありまして、これを除きますと3.1%の増となっております。

ことしは、4月29日から開催された潮干狩りフェスティバルの来場者も非常に多く、8日間で4,500人となり、また5月18日に開催のジャンボホタテ・ホッキまつりには、前日までの高潮によりホタテ活貝の販売ができなかったにもかかわらず、6,000人の方々が訪れ、今後のイベントにも期待を寄せているところでございます。

本町においては、地域外からの集客による外貨の獲得も重要であることから、食観光をさらに推進するとともに、滞在型観光へ向け、より一層のPR活動や受け入れ体制の整備を行ってまいりたいと考えております。

行政報告につきましては以上でございます。

次に、本定例会に提出をいたしました議案について、概要を説明させていただきます。

まず議案第46号は、平成26年度一般会計の補正予算でございます。

地域活性化・効果実感臨時交付金、いわゆるがんばる地域交付金の第一次配分が決定されたことによる町単独事業の追加や、新たな事業の補助採択及び道営事業・交付金事業の確定による補正のほか、合計で4,170万円を増額補正するものでございます。

議案第47号は、平成26年度国民健康保険特別会計補正予算ですが、当初予算編成時点では、歳入の国民健康保険税算出の基礎となる前年の所得等、未確定な部分があることから補正を前提としていたものでございます。

このたび、関係機関からの決定通知、平成25年度分の所得確定及び議案第49号で提案をいたします別海町国民健康保険税条例の一部改正に基づき算定を行い、5,680万円を増額するものでございます。

議案第48号の別海町地域情報通信施設条例の一部改正につきましては、現在設置・運用しています町内長距離無線網を利用したインターネットサービスが、利用者の増加や情報通信の大容量化に伴い、通信サービスに支障を来していることから、新たに、別海常盤町と中西別に高速無線アンテナを整備するため、条例の改正を行おうとするものでございます。

議案第49号は、別海町国民健康保険税条例の一部改正でございますが、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を現行の77万円から81万円に引き上げをするもののほか、国民健康保険税の軽減措置の判定基準を変更するもの、及び引用条項の整理に伴う条例改正を行うものでございます。

議案第50号の北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてと、議案第51号の北海道市町村総合事務組合理約の変更については、いずれも組合の構成団体に増減が生じたことにより、それぞれの組合から規約変更の協議があったものでございます。

議案第52号から議案第57号までの6件につきましては、工事請負契約の締結についてでございますが、6月6日入札を行った工事のうち、予定価格が1件5,000万円を超えるものについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第58号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございます。本議案は、中春別など三つの辺地にかかわる整備計画が、平成25年度までの計画期間を終えたことに伴い、平成26年度から5年間の整備計画を新たに策定するものでございます。

報告第3号は、平成25年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。平成26年度に繰り越しをした10事業の繰越計算書を調製したものでございます。

以上、提出をいたしました議案等の概要説明とさせていただきます。

どうか慎重に御審議の上、御決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（渡邊政吉君）　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております日程第6　議案第46号から、日程第18　議案第58号までの13件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君）　異議なしと認めます。

したがって、日程第6　議案第46号から日程第18　議案第58号までの13件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第6　議案第46号

○議長（渡邊政吉君）　日程第6　議案第46号平成26年度別海町一般会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（河嶋田鶴枝君）　議案第46号の内容説明をいたします。

別冊の別海町一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成26年度別海町一般会計補正予算（第1号）。

平成26年度別海町一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億9,970万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正。

地方債の補正は、「第2表　地方債補正」による。

次に、2ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の歳入で、12款分担金及び負担金、1項で1,050万円の増。

14款国庫支出金、1項と2項で1億669万7,000円の増。

15 款道支出金、1 項と 2 項で 4 6 2 万 1, 0 0 0 円の増。

17 款寄附金、1 項で 8 万円の増。

18 款繰入金、1 項で 6, 2 7 0 万円の増。

20 款諸収入、4 項と 5 項で 1 億 6 0 9 万 8, 0 0 0 円の減。

21 款町債、1 項で 3, 6 8 0 万円の減。

歳入合計で 4, 1 7 0 万円を追加し、歳入予算の総額を 1 5 4 億 9, 9 7 0 万円とするものです。

次に 3 ページ、歳出で 2 款総務費、1 項と 2 項で 5, 8 2 2 万 2, 0 0 0 円の増。

3 款民生費、1 項で 5 7 0 万 7, 0 0 0 円の増。

6 款農林水産業費、1 項、2 項、4 項で 5, 1 4 2 万円の減。

8 款土木費、2 項と 4 項で 2, 7 2 3 万 8, 0 0 0 円の減。

10 款教育費、1 項から 6 項合わせまして、5, 6 4 2 万 9, 0 0 0 円の増。

歳出合計で 4, 1 7 0 万円を追加し、歳出予算の総額を 1 5 4 億 9, 9 7 0 万円とするものです。

4 ページをお開きください。

第 2 表地方債補正です。

今回の補正は、変更 3 件となります。

いずれも、社会資本整備道路交付金事業採択確定により減するものです。

1 件目、根室中部 3 号幹線改良舗装事業は 1, 1 2 0 万円減額し、補正後の限度額を 2, 5 0 0 万円に。

2 件目、本別誘導線改良舗装事業は 2, 2 8 0 万円を減額し、限度額を 8 8 0 万円に。

3 件目、橋梁長寿命化補修事業は 2 8 0 万円減額し、限度額を 2, 5 2 0 万円とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法については変更がございませんので、説明を省略させていただきます。

これらの変更により、合計では 1 1 億 1, 4 7 0 万円から 3, 6 8 0 万円を減額し、補正後の限度額を 1 0 億 7, 7 9 0 万円とするものです。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書の内容について御説明いたしますが、1 の総括は省略し、2 の歳入から御説明させていただきます。

7 ページをお開きください。

2、歳入です。

目の欄で御説明いたします。

12 款分担金及び負担金、1 項 1 目農林水産業費分担金 1, 0 5 0 万円の増は、道営草地整備事業分担金の増です。

次に、8 ページをお開きください。

14 款国庫支出金、1 項 2 目民生費国庫負担金 6 3 万円の減は、国民健康保険支援保険料負担金の減。

2 項 1 目総務費国庫補助金 1 億 7, 8 3 0 万 7, 0 0 0 円の増は、本目新設で社会保障・税番号制度システム整備費補助金と、がんばる地域交付金を追加するものです。

5 目土木費国庫補助金 7, 0 9 8 万円の減は、道路整備に係る社会資本整備総合交付金の減です。

次に 9 ページ、15 款道支出金、1 項 1 目民生費負担金 1 8 7 万 9, 0 0 0 円の減は、

国民健康保険軽減保険料負担金の減などです。

2項4目農林水産業費補助金650万円の増は、畜産担い手総合整備型再編整備事業の事業採択確定による増となります。

次に、10ページをお開きください。

17款寄附金、1項3目教育費寄附金8万円の増は、本目新設で中央公民館の改築のための特定寄附金です。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金6,270万円の増は、今回の補正に伴う財源として財政調整基金から繰り入れを行うものです。

なお、この繰り入れにより財政調整基金の予算上の残高は、平成25年度予算で予定していた5,460万円の繰り入れを行わずに済んだことから、22億1,806万9,000円となります。

次に11ページ、20款諸収入、4項3目土木費受託事業収入796万2,000円の増は、防衛施設事業工事受託事業の増です。

5項1目雑入1億1,406万円の減は、事業採択確定による畜産担い手総合整備型再編整備事業収入の減が主なものです。

21款町債、1項4目土木債3,680万円の減は、事業採択確定により道路改良事業債を減するものです。

以上が歳入となります。

次に、歳出で12ページをお開きください。

3、歳出です。

こちらも目の欄で御説明いたします。

2款総務費、1項5目財産管理費2,128万6,000円の増は、町有施設解体撤去事業や地域会館等整備事業の追加が主なものです。

続いて13ページ、6目企画費2,453万円の増は、省エネ防犯灯整備事業の追加が主なものです。

7目広報費10万6,000円の増は、広報作成用ソフト使用料です。

11目環境対策費46万9,000円の増は、河川環境調査の水質項目を追加する調査委託料の増です。

14目電子計算管理費1,151万7,000円の増は、国が行う社会保障・税番号制度に伴うシステム整備負担金が主なものです。

14ページ、2項2目賦課徴収費31万4,000円の増は、負担金の確定によるものです。

15ページをお開きください。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費188万8,000円の減は、国民健康保険特別会計繰出金の減が主なものとなります。

2目老人福祉費759万5,000円の増は、西春別ケアセンターの特殊浴槽の入れかえが主なものです。

16ページ、6款農林水産業費、1項2目農業総務費1,400万円の増は、畜産環境に関する条例の施行に伴う財政措置として、農業協同組合と連合し施設整備に対する補助金の追加です。

3目農業振興費365万9,000円の増は、交付金積算単価が増となることにより町の負担金が増するものです。

2項1目広域農業推進費9,727万9,000円の減は、畜産担い手総合整備型再編整備事業採択確定による減が主なものです。

4項、17ページへ続きまして、2目水産業振興費2,820万円の増は、野付漁業協同組合が国の補助を受けて行う水産加工等の施設改修に伴う補助金です。

18ページ、8款土木費、2項2目道路維持費2,000万円の増は、道路維持補修1路線を追加するものです。

3目道路新設改良費7,420万円の減は、臨時町道整備事業5路線の追加と社会資本整備道路交付金事業採択確定による減となります。

19ページをお開きください。

5目防衛施設周辺障害防止受託事業費796万2,000円の増は、防衛施設周辺障害防止事業の増です。

4項2目公営住宅建設事業費1,900万円の増は、西春別駅前柏町団地外構工事を追加するものです。

次に20ページ、10款教育費、1項2目事務局費31万4,000円の増。

2項1目学校管理費1,647万1,000円の増は、小学校教員住宅外部改修が主なものです。

3項1目学校管理費767万1,000円の増は、中学校教員住宅外部改修が主なものです。

21ページをお開きください。

中段、4目学校建設費90万8,000円の増は、現在改築を進めております中春別中学校の仮設駐車場を整備するものです。

4項1目幼稚園管理費14万8,000円の増。

5項1目社会教育総務費611万7,000円の増は、旧光進小中学校の体育館及び旧教員住宅を各種団体に開放するため、設備などの修繕を行うものです。

次に22ページ下段、6項4目総合スポーツセンター費2,480万円の増は、23ページにわたり、町営野球場のスコアボードやグラウンドの改修を行うものです。

以上で、議案第46号一般会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議場の気温が上がってまいりましたので、上着を脱ぐ方は許可いたしたいと思います。

議案第46号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、16番佐藤議員。

○16番（佐藤初雄君） 確認なのですが、本当に地域が閉塞しているということで、地域のがんばる交付金ですか、これで非常に町民の皆さん助かるのですがけれども、これの対象範囲といいますか、条件といいますか、これは複数にまたがって今後利用できるのか、その辺をちょっと確認を含めてお願いしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 総合政策課長。

○総合政策課長（浦山吉人君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

がんばる地域交付金につきましては、国からの経済の好循環を目的といたしまして交付されるもので、交付率につきましては、平成25年度国の補正により追加された対象事業の町が負担する一般財源に対し、財政力指数などにより試算をされ交付されるものでございます。

交付額につきましては1億7,069万9,000円で、充当可能な事業は単独事業、そして地方債対象となる建設事業と限定をされているものでございます。

この交付金の充当事業につきましては、これは全員協議会の際にも説明をさせていただきましたが、当初予算で計上済みの特定防衛施設周辺整備事業調整交付金基金、消防団拠点施設整備事業や今回の補正で追加をしております公営住宅整備事業等に充当するものでございます。

また、このほかに当初から予定をしていました事業に充当することで生まれました一般財源で、緊急を要する事業や27年度以降に計画されていた事業を前倒しをし、9事業を行うこととしているものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 佐藤議員、よろしいですか。

はい、ほかに御質問ございますか。

はい、3番森本議員。

○3番（森本一夫君） 社会教育費で、社会教育総務費の旧光進小中学校の校舎改修についてちょっとお伺いします。

校舎を改修して保持することは大変結構なのですが、その先の見通しというか、利用の状況の見通しをちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（渡邊政吉君） はい、教育部次長。

○教育部次長（下地 哲君） 質問にお答えします。

旧光進小中学校につきましては平成20年3月に閉校となり、その利活用について民間等その活用を求め、ホームページや開校プロジェクト機関誌等で全国に呼びかけておりましたが、何件か問い合わせはありましたが、実現には至らなかった状況で6年が経過したところです。

教育委員会といたしましては、本校の利活用に関して平成24年2月に利活用基本構想を策定しまして、将来的に宿泊体験施設とすることを念頭に考えてまいりました。

平成25年度に入りまして、民間利活のお話もあり状況を見守っておりましたが、この可能性も低く、町独自の利活用を再考するというので、教育委員会として再度、宿泊体験施設とすることを念頭に、このたび必要な経費を最低限に抑えた中で、試行的な事業を開始することとしました。

今回の試行的活用については体育館のみの開放とし、宿泊施設は校舎横に建てられている教員住宅を活用する計画です。

今後の利用でございますが、この試行活用を図る上で町内・管内の少年団、学校、高校等に宿泊体験、合宿等に活用できるか、希望があるかどうかをですね、調査いたしましたところですが、現在2団体から利用したいという申し出が出ております。

各高校の部活のほうにも確認したところでございますが、既に年間計画で合宿等の計画が決定していることから、今年度については利用が難しいとの回答を受けております。

年度途中からの開放ということが、少なかつた要因であると思っております。

今後につきましては町内の少年団、学校、さらには管内の高等学校、そしてできれば道内の大学等に御案内しながら、主に屋内を使った競技の合宿。さらには、その合宿等の利用が図られれば、今度は校舎を使った研修等の利活も考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員、よろしいですか。

はい、森本議員。

○3番（森本一夫君） お伺いします。

あの場所は、飲食店というか、食料品を買うにしてもかなり中標津町、別海町または標茶町まで距離があるということで、もしそういうことを考えるのであれば、町としても何らかの交通手段を検討されているのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育部次長。

○教育部次長（下地 哲君） お答えします。

食事の件でございますが、一応今回の試行では教職員住宅で自炊ができるような設備を整えようと思っております。ですから、西春別駅前でございますJAのAコープ等で食材を購入し、それを自分たちで自炊すると、そういった形を考えております。

現在のところ、各利用者に対する車両等の対応については考えておりません。すべて自分たちで賄うということをお原則としております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） はい、森本議員。

○3番（森本一夫君） 積極的に誘致するというのであれば、考えていないということではなくて、今後のことを考えれば、ぜひ検討して前向きに、そういう方法を取り入れて欲しいというふうに希望します。

○議長（渡邊政吉君） はい、教育長。

○教育長（真籠 毅君） 森本議員のおっしゃるとおりだと思います。

今回は旧光進小中学校のまずは活用の部分のスタートということで、試行で始めました。

これが拡大をしていく、あるいはそういうニーズが起きてきた場合には、教育委員会としてもそういう場面を考えて、なるべく来やすい部分だとか招きやすいという工夫をする必要があると思いますので、その辺は随時状況判断しながら進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員よろしいですか。

はい、ほかに御質問ございますか。

はい、15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 畜産担い手総合整備型再編整備事業の関係なのですが、説明では採択の確定、事業量が内容的にも含めて見直されたということというふうにお聞きをしているのですが、もう少し詳しく、どういう点が見直されたのかということをお説明いただきたいと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（山崎 茂君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

公社営事業の草地整備事業につきましては、国が50%、残り35%について受益者の負担、そこで残であります15%については道で補助事業を単独でやっておりますけれども、今年度から15%が10%になる部分、継続については15%のままなのですが、そういった意味で北海道の財源に合わせた大幅な見直しが行われております。

それによって、当初計画しております事業面積の約3割削減となったことで、今回大きく補正の減をすることになっております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員よろしいでしょうか。

はい、ほかに質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時02分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第7 議案第47号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第7 議案第47号平成26年度別海町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（三戸俊人君） 議案第47号の内容説明をいたします。

初めに、本補正予算の概要について申し上げます。

国民健康保険特別会計の当初予算編成時点では、国民健康保険税算出の基礎となる前年の所得等未確定な部分があることから、補正を前提とした予算としておりました。

このたび、平成25年分の所得の確定や関係機関からの保険者負担額の決定通知、及びこの後に提案されます議案第49号の別海町国民健康保険税条例の一部改正案に基づき算定を行い、補正するものでございます。

それでは、別冊の平成26年度別海町国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開き願います。

平成26年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成26年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,680万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億6,680万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

まず、歳入です。

補正額の欄で申し上げます。

1款国民健康保険税、1項で4,897万1,000円の増。

2款国庫支出金、1項で514万2,000円の増。

4款前期高齢者交付金、1項で1,587万6,000円の増。

7款繰入金、1項で334万6,000円の減。

9款諸収入、3項で984万3,000円の減。

歳入合計で5,680万円を増額し、補正後の歳入の予算額を25億6,680万円とす

るものでございます。

次に、3ページの歳出です。

1 款総務費、1 項と2 項で1 0 3 万3, 0 0 0 円の増。

2 款保険給付費、1 項で1, 4 0 0 万円の増。

3 款後期高齢者支援金等、1 項で1 9 5 万8, 0 0 0 円の増。

4 款前期高齢者納付金等、1 項で8 万9, 0 0 0 円の減。

5 款老人保健拠出金、1 項で1, 0 0 0 円の減。

6 款介護納付金、1 項で1, 0 8 9 万8, 0 0 0 円の増。

9 款諸支出金、1 項で2, 0 0 0 万1, 0 0 0 円の増。

1 0 款予備費、1 項で9 0 0 万円の増。

歳出合計で5, 6 8 0 万円を増額し、補正後の歳出の予算額を2 5 億6, 6 8 0 万円とするものでございます。

次の事項別明細書、1 の総括については省略させていただきまして、7 ページ、2 の歳入から御説明いたします。

7 ページをお開きください。

2 の歳入です。

目の欄で御説明いたします。

1 款国民健康保険税、1 項1 目一般被保険者国民健康保険税5, 0 6 7 万8, 0 0 0 円の増。

2 目退職被保険者等国民健康保険税1 7 0 万7, 0 0 0 円の減。いずれも平成2 5 年分の所得の確定、国保税条例の改正案等に基づき精査を行い、前年度と同じく収納率を9 5 %として算出した結果、それぞれを増減するものでございます。

2 款国庫支出金、1 項1 目療養給付費等負担金5 1 4 万2, 0 0 0 円の増。歳出の保険給付費の増額及び後期高齢者支援金、介護納付金等で概算額の確定通知があり、それに伴い算出した結果、増額するものでございます。

次に、8 ページをお開きください。

4 款前期高齢者交付金、1 項1 目前期高齢者交付金1, 5 8 7 万6, 0 0 0 円の増。これは、社会保険診療報酬支払基金からの概算決定通知による増額でございます。

7 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金3 3 4 万6, 0 0 0 円の減については、今回の補正において、国民健康保険税の算出を行った結果に基づく、国保税の軽減等に係る繰入分の減額でございます。

次に、9 ページです。

9 款諸収入、3 項1 目一般被保険者第三者納付金8 7 9 万1, 0 0 0 円の増。これについては、北海道国民健康保険団体連合会の第三者行為、いわゆる交通事故等ですが、それにかかわる損害賠償金の通知による増額でございます。

5 目歳入欠かん補填収入1, 8 6 3 万4, 0 0 0 円の減。

歳入欠かん補填収入については、当初財源不足分として1 億9 2 6 万8, 0 0 0 円を計上しておりましたが、平成2 5 年分所得の確定など、国保税の算定をしたところ国保税の予算額が増額となったことにより、1, 8 6 3 万4, 0 0 0 円の減額となり、財源の不足分としての補正後の歳入欠かん補填収入の額は、9, 0 6 3 万4, 0 0 0 円となります。

以上で歳入を終わります。

1 1 ページをお開きください。

3の歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費137万8,000円の増。これについては、国保事業報告システムのバージョンアップ、及びパソコン等の購入による増額が主なものでございます。

2項1目賦課徴収費34万5,000円の減は、釧路・根室広域地方税滞納整理機構負担金の金額確定によるものでございます。

次に、12ページをお開きください。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費1,400万円の増。若干の変動はございますが、近年増加傾向にあることから、療養諸費について、試算を行いました。その結果、過去3カ年の決算額が13億1,600万円程度であることから、一般被保険者療養給付費について1,400万円を増額し、予算について確保するものでございます。

3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金196万2,000円の増。

2目後期高齢者関係事務費拠出金4,000円の減。これについては、社会保険診療報酬支払基金からの概算額納付通知によるものです。

次に、13ページです。

4款前期高齢者納付金等、1項1目前期高齢者納付金8万5,000円の減。

2目前期高齢者関係事務費拠出金4,000円の減。これらについても、社会保険診療報酬支払基金からの概算額納付通知によるものでございます。

5款老人保健拠出金、1項1目老人保健事務費拠出金1,000円の減。これについては、社会保険診療報酬支払基金からの納付通知確定により減額するものでございます。

次に、14ページをお開きください。

6款介護納付金、1項1目介護納付金1,089万8,000円の増。これにつきましても、社会保険診療報酬支払基金からの納付通知により増額するものでございます。

9款諸支出金、1項3目償還金2,000万1,000円の増。年度によって増減はありますが、前年度以前の療養給付費等負担金の精算による返還金等が、毎年度、最低でも2,000万円程度を支出していることから増額するものでございます。

次に、15ページです。

10款予備費、1項1目予備費900万円の増。これは急激な医療費の伸びなど、不測の事態に対処するための増額でございます。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第47号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第8 議案第48号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第8 議案第48号別海町地域情報通信施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（浦山吉人君） 議案第48号別海町地域情報通信施設条例の一部を改正

する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

別海町地域情報通信事業、いわゆる高速無線LAN事業は、情報通信技術の活用による町民生活の向上と地域の活性化を目的として、本町全域に長距離高速無線網を整備し、平成18年12月に条例を制定、指定管理者制度を活用して平成19年度から無線ネットワークによるインターネット通信サービスを提供しているものでございます。

本事業は、本年度で事業開始から8年目を迎えることとなりますが、この間、利用者の増加や情報通信の大容量化により無線アンテナの通信容量が逼迫をしてきており、特に別海・中西別間を基幹とする本町西側地区の通信環境が悪く利用者から不満の声が寄せられるなど、通信サービスの提供に支障を来している状況にあります。

このことから、通信速度の改善と通信基盤の安定化を図り、快適なインターネット環境を提供するため、今般、別海・中西別間に新たな高速無線アンテナの増設を計画するもので、具体的には、既存の中西別基地局と新たに役場屋上にそれぞれ無線アンテナ機器を設置するものでございます。

今回の条例改正は、このことを受けて本条例別表に定める情報通信施設の設置場所及び構成施設について、ただいま申し上げました無線設備の増設計画を盛り込んだ内容に改めるものでございます。

それでは、議案本文の朗読は省略をさせていただき、議案資料で御説明いたします。

議案資料の1ページをごらんください。

条例別表の新旧対照表でございますが、右側が改正前、左側が改正後でございます。

改正後の表の1段目に増設する設置場所として、役場屋上となる別海町別海常盤町280番地を。構成設備として、基地局通信設備である無線アンテナ1基を新たに追加しております。

続きまして、改正後の表の上から7段目の設置場所、別海町中西別178番地4。これは既存の中西別基地局となりますが、この基地局に通信設備として改正前の3基に1基を増設し、無線アンテナの数を4基とするものでございます。

以上が、本条例別表の改正内容でございます。

続きまして、2ページをお開きください。

この改正条例の附則といたしまして、この条例は公布の日から起算して9カ月を超えない範囲において規則で定める日から施行するとしております。

以上で、議案第48号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第48号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第9 議案第49号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第9 議案第49号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（中村公一君） 議案第49号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条

例の制定について、内容を御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、「地方税法施行令の一部を改正する政令」が本年3月31日に公布され、国民健康保険税における課税限度額が引き上げられたことと、世帯の軽減判定所得基準の見直しにより軽減対象者が拡大されたことに伴いまして、本町の国民健康保険税におきましても同様の条例改正を行うものでございます。

今回の国民健康保険税に係る税制改正では、平成25年12月5日に可決、成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づき、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保のため、低所得層の保険税負担の軽減及び賦課限度額の見直しを行うものでございます。

議案書では、5ページから6ページまでとなります。

改正条文の朗読は省略させていただき、お手元に配付しております議案資料により御説明申し上げたいと存じます。

議案資料の3ページをお開き願います。

こちらは、別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定説明資料となっております。

こちらの説明資料により、改正要旨を御説明申し上げます。

資料は左から順に区分、改正項目、改正条項、改正内容となっております。

区分1の国保税の賦課限度額についての改正でございますが、改正条項は、条例第2条第3項及び同条第4項並びに第21条第1項に係る部分でございます。改正内容は、国民健康保険本体の医療給付費等に充てる基礎課税分と、後期高齢者の支援金を納付するために充てる分、そして、介護保険制度に基づく介護納付金を納付するために充てる分の3区分での課税となっており、それぞれ、51万円、14万円、12万円という課税限度額が設定されているところでございます。

これを地方税法施行令の改正にあわせまして、基礎課税分については据え置き、後期高齢者支援金分と介護納付金分でそれぞれ2万円ずつ引き上げ、あわせて4万円引き上げ、3区分合計の限度額を現行の77万円から81万円に引き上げるものでございます。

次に区分2の、既に特別徴収対象被保険者であった者にかかる仮徴収についての改正でございますが、改正条項は条例第18条第1項で引用しております地方税法施行規則が改正されたことに伴い、引用条項が繰り上がったことから、条項の整理をするものでございます。

最後に、区分3の国保税の軽減措置についての改正でございます。改正条項であります、条例第21条第1項第2号及び同項第3号に係る部分でございます。国民健康保険税の軽減区分は、均等割と世帯で御負担していただく平等割の世帯の所得に応じて、7割、5割、2割の割合で軽減する仕組みでございます。このうち、7割の世帯軽減に改正はございませんが、5割軽減では、世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に現行では世帯主を除いておりましたが、改正後は含めることとなります。そして、2割軽減では世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずるべき金額を、現行の35万円から45万円に引き上げるものでございます。このことから、世帯の前年中の所得の合計額が、資料に記載の算定式により計算された軽減基準額以下であれば、均等割及び平等割がそれぞれの割合で軽減されるものでございます。

続いて、本資料の4ページから6ページまでが法改正案の新旧対照表で、右の欄が改正前、左の欄が改正後となっております。

6 ページをお開き願います。

施行期日につきましては公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するものでございます。

また、適用区分につきましては、この条例による改正後の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしてでございます。

以上で、議案第49号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第49号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、15番中村議員。

○15番（中村忠士君） ちょっとお聞きします。

課税限度額が総額で4万円上がるわけですけれども、この上がるということにかかわって該当される世帯数と人数ですね。それと負担の総額がどのくらいになるのかと、負担増の総額がどのくらいになるのかという影響について、お聞きをしたいと思います。

それから、軽減措置の関係についても影響をお聞きしたいのですね。5割軽減がどのくらいふえるのか、世帯数と人数ですね、どのくらいふえるのか。

それから、2割軽減の方がどのくらいふえるのかということでお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町民課長。

○町民課長（三戸俊人君） まず、限度額のほうなのですけど、ちょっと予算にも絡みますので、私のほうから説明させていただきます。

今回、後期高齢分、介護支援分それぞれ限度額が2万円ずつ条例改正により上がっております。

それによって、今現在、今回補正に出した資料において25年の所得確定をしておりますから試算を行いました。

もし改正前の現行どおりの試算を行えば限度額に到達している世帯数なのですが、後期で743世帯、介護で244世帯。それで改正を行った後ですね、今現在が、後期のほうで641世帯、介護のほうで145世帯というふうになっております。

今回の補正により国保税を算出しているわけなのですが、一般被保険者分、退職合わせて総額で国民健康保険税は4,800万円ほどの増額になっております。

その中で、後期支援分の限度額が増額になった関係分が1,400万円、介護納付金の限度額が2万円増額になってくることによる増額が、約390万円と算出しております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 税務課長。

○税務課長（中村公一君） 軽減措置の関係で5割軽減、2割軽減の人数と金額ということで、御質問いただいたことに対しましてお答えいたします。

軽減措置にかかります改正前、改正後の世帯数、軽減額の比較につきましてはですね、国保連合会システムの改修により改正前の制度でございますが、算定ができない状態となっております。

このことから、軽減に係る改正後の世帯数と軽減についてのみですね、御回答させてい

ただきたいと思います。

まず初めに基礎課税分でございますが、5割軽減措置の世帯数が194世帯となっております。軽減した税額が871万5,000円となっております。

そして次に、2割軽減措置の世帯数でございますが97世帯で、軽減した税額が198万6,000円となっております。

続きまして、後期高齢者支援金分でございますが、5割軽減措置の世帯数が194世帯で、軽減した税額でございますが221万7,000円となっております。

2割軽減措置の世帯数でございますが97世帯で、軽減した税額が50万1,000円となっております。

最後に介護給付費分でございますが、5割軽減措置の世帯数が88世帯となっております。軽減した税額が55万1,000円となっております。

2割軽減措置の世帯数でございますが44世帯で、軽減した税額が11万2,000円となっております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員、よろしいですか。

はい、ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

◎日程第10 議案第50号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第10 議案第50号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（佐藤 告君） 議案第50号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての内容を説明いたします。

議案の7ページをお開き願います。

本件は、本町が加入しております北海道町村議会議員公務災害補償等組合に、新たに加入する団体及び脱退する団体が生じたことに伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部変更について、地方自治法第286条第1項の規定により協議を求められましたので、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

それでは、議案の朗読をもって説明とします。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「上川中部消防組合」及び「伊達・壮瞥学校給食組合」を削り、「道央廃棄物処理組合」を加える。

附則としまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものです。

なお、議案資料の7ページには、規約の変更部分の新旧対照表を掲載しております。

以上で、議案第50号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第50号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行い

ます。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第11 議案第51号

○議長(渡邊政吉君) 次に、日程第11 議案第51号北海道市町村総合事務組合格約の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(佐藤 告君) 議案第51号北海道市町村総合事務組合格約の変更についての内容説明をいたします。

議案の8ページをお開き願います。

本件は、本町が加入しております北海道市町村総合事務組合に、新たに加入する団体及び脱退する団体が生じ、規約別表1及び別表2を改正する必要が生じたため、北海道市町村総合事務組合格約の一部変更について、地方自治法第286条第1項の規定により協議を求められましたので、同法290条の規定により議会の議決を求めるものです。

それでは議案の朗読は省略し、議案資料により説明します。

別冊の議案資料8ページをお開き願います。

北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約の新旧対照表です。右側が改正前、左側が改正後となります。

変更箇所は、別表第1の組合を組織する地方公共団体のうち、石狩振興局に「道央廃棄物処理組合」を加え、構成地方公共団体数を「15」から「16」に変更し、空知総合振興局から「赤平市」を削り、構成地方公共団体数を「35」から「34」に変更し、上川総合振興局から「上川中部消防組合」を削り、構成地方公共団体数を「31」から「30」に変更し、胆振総合振興局から「伊達・壮瞥学校給食組合」を削り、構成地方公共団体数を「13」から「12」に変更するものです。

また、別表第2では、共同処理する事務の区分1の共同処理する団体から「赤平市」及び「上川中部消防組合」を削り、新たに「鷹栖町」及び「上川町」を加え、共同処理する事務の区分9の共同処理する団体からは、「上川中部消防組合」及び「伊達・壮瞥学校給食組合」を削り、新たに「道央廃棄物処理組合」を加えるものです。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものです。

以上で、議案第51号の内容説明を終わります。

○議長(渡邊政吉君) 議案第51号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 質疑を終わります。

◎日程第12 議案第52号

○議長(渡邊政吉君) 次に、日程第12 議案第52号工事請負契約の締結について、

上春別団地公営住宅建設建築主体工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（河嶋田鶴枝君） 議案第52号の内容説明をいたします。

議案の10ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、上春別団地公営住宅建設建築主体工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、6,004万8,000円。（内消費税及び地方消費税額 444万8,000円）。

4、契約の相手方、野付郡別海町西春別宮園町11番地、株式会社岡田工務店、代表取締役岡田啓。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、4月23日から5月9日までの休日を除く10日間。

応募者数は5社で、資格審査の結果、すべての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は6月6日、株式会社三共工務店、近藤建設株式会社、株式会社岡田工務店、みどり建工株式会社、島影建設株式会社の5社による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は5,590万円、最低入札価格は5,560万円で、最低入札者であります本案の株式会社岡田工務店と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から12月25日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。議案資料の9ページをお開きください。

工事の場所は、別海町上春別南町70番地から73番地。

工事概要ですが、工事名は上春別団地公営住宅建設建築主体工事。

構造は木造平屋建て1棟4戸。延べ床面積320.88平方メートル。建築面積359.39平方メートルです。

10ページには、付近案内図と右側が配置図となりまして、上春別連絡事務所の裏手東側、現在の上春別団地の東側となります。

主な居室等は11ページの平面図で御説明いたします。4戸のうち、両端2戸が2LDK、中2戸が2DKとなります。各戸に外部物入れ、自転車置き場を設置し、内部は居室用部屋のほか、台所、食堂、物入れ、ユニットバスなどを配置し、バリアフリーの設計となっております。

12ページには、東西南北それぞれから見た立面外観図を掲載しております。

以上で、議案第52号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第52号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第13 議案第53号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第13 議案第53号工事請負契約の締結について、上春別中学校校舎・屋内体育館改修工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（河嶋田鶴枝君） 議案第53号の内容を御説明いたします。

議案の11ページとなります。

本案も、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、上春別中学校校舎・屋内体育館改修工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、8,942万4,000円。（内消費税及び地方消費税額 662万4,000円）。

4、契約の相手方、野付郡別海町西春別駅前西町46番地、みどり建工株式会社、代表取締役庄司豊。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、4月23日から5月9日までの休日を除く10日間。

応募者数は5社で、資格審査の結果、すべての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は6月6日、株式会社三共工務店、近藤建設株式会社、みどり建工株式会社、株式会社岡田工務店、島影建設株式会社の5社による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は8,395万円、最低入札価格は8,280万円で、最低入札者であります本案のみどり建工株式会社と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から12月25日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。議案資料の13ページをお開きください。

工事の場所は、別海町上春別旭町30番地。

工事の概要ですが、工事名は上春別中学校校舎・屋内体育館改修工事。

主な改修内容は、改修床面積1,588.55平方メートル。校舎は床の張りかえ、廊下天井の張りかえと外壁の塗装、屋根のふきかえを行い、屋内体育館は天井の一部改修として天井防球ネットを張り、外部のスチールドアの交換と屋根のふきかえを行うものです。

14ページをお開きください。こちらは敷地案内図と右側が配置図で、中標津町に向かう国道272号線から見ますと、図面右側斜線部分の校舎と屋内体育館となります。

資料15ページ、16ページには、校舎床改修の範囲。

17ページには、東西南北から見た校舎外部改修の範囲。

18ページには、屋内体育館の外部改修の範囲を示した図面となります。

いずれも資料図の詳細については、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第53号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第53号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 質疑を終わります。

◎日程第14 議案第54号

○議長(渡邊政吉君) 日程第14 議案第54号工事請負契約の締結について、上春別小学校校舎・屋内体育館改修工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長(河嶋田鶴枝君) 議案第54号の内容を御説明いたします。

議案の12ページとなります。

本案も、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、上春別小学校校舎・屋内体育館改修工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、8,618万4,000円。(内消費税及び地方消費税額 638万4,000円)。

4、契約の相手方、野付郡別海町西春別99番地の48、株式会社三共工務店、代表取締役森田雅浩。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、4月23日から5月9日までの休日を除く10日間。

応募者数は5社で、資格審査の結果、すべての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は6月6日、株式会社三共工務店、近藤建設株式会社、みどり建工株式会社、株式会社岡田工務店、島影建設株式会社の5社による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は8,040万円、最低入札価格は7,980万円で、最低入札者であります本案の株式会社三共工務店と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から12月25日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。議案資料の19ページをお開きください。

工事の場所は、別海町上春別123番地12。

工事概要ですが、工事名は上春別小学校校舎・屋内体育館改修工事。

主な改修内容は、改修床面積2,256.76平方メートル。校舎は床の張りかえと外壁の塗装、屋根の防水面はウレタン塗装の補修。板金面はカバー工法及び一部ふきかえによる改修です。屋内体育館は外壁の塗装、屋根板金面を校舎同様の方法で改修するものです。

20ページをお開きください。

こちらは敷地案内図と右側が配置図で、計根別に向かう道道中西別計根別線から見ますと、図面左側斜線分の校舎と屋内体育館の改修となります。

資料21ページ、22ページは、校舎1階と2階の床改修の範囲。

23ページには、東西南北から見た校舎外部改修の範囲。

24ページには、屋内体育館の外部改修の範囲を示した図面となります。
いずれも資料図の詳細につきましては、説明を省略させていただきます。
以上で、議案第54号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第54号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後0時57分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、午前中に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第15 議案第55号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第15 議案第55号工事請負契約の締結について、尾岱沼消防施設建設建築主体工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（河嶋田鶴枝君） 議案第55号の内容説明をいたします。

議案の13ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、尾岱沼消防施設建設建築主体工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、2億2,420万8,000円。（内消費税及び地方消費税額 1,660万8,000円）。

4、契約の相手方、近藤・みどり経常建設共同企業体、経常建設共同企業体構成員、代表者、野付郡別海町別海旭町202番地の2、近藤建設株式会社、代表取締役近藤裕。野付郡別海町西春別駅前西町46番地、みどり建工株式会社、代表取締役庄司豊。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、4月23日から5月9日までの休日を除く10日間。

応募者数は2社で、資格審査の結果、すべての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は6月6日、近藤・みどり経常建設共同企業体、島影・三共・岡田経常建設共同企業体の2社による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は2億790万円、最低入札価格は2億760万円で、最低入札者であります本案の近藤・みどり経常建設共同企業体と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から翌年3月20日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の25ページをお開きください。

工事の場所は、別海町尾岱沼潮見町122番地7。現在の分遣所の南側となります。

工事概要ですが、工事名は尾岱沼消防施設建設建築主体工事。

構造は、鉄筋コンクリートづくり2階建て・塔屋1階建て。1階床面積644.7676平方メートル、2階床面積311.9257平方メートル。塔屋床面積18.1476平方メートル。

建築面積は、662.21平方メートルです。

26ページをお開きください。

こちらは付近案内図と右側が配置図で、標津町に向かう国道244号線から見ますと左側、現在の分遣所の南側、太枠で示している施設となります。

27ページは平面図となります。

左側の図が1階平面図で、主な諸室は平面図右下側に風除室、玄関ホール、廊下左側に分団詰所を配置しています。右側はトイレ、車庫となります。車庫は消防車両など5台の格納のほか、将来の計画にあわせ、救急車の格納スペースも配置しております。このほか、機械室、タイヤ保管庫、ホース乾燥室、多目的トイレを配置しています。

次に、中央の図は2階平面図で、階段を上がりますと右側に事務室、左側に食堂や仮眠室を配置しています。このほか、更衣室、電気室、無線室などを備えています。

右側の図は2階屋根伏せ図となり、図面左上部がホース乾燥用巻き上げ機械室の塔屋となります。

次に28ページをお開きいただくと、東西南北それぞれから見た立面外観図を掲載しています。

以上で、議案第55号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第55号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第16 議案第56号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第16 議案第56号工事請負契約の締結について、尾岱沼消防施設建設電気設備工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（河嶋田鶴枝君） 議案第56号の内容を説明いたします。

議案14ページとなります。

本案も、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、尾岱沼消防施設建設電気設備工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、7,376万4,000円。（内消費税及び地方消費税額 546万4,000円）。
- 4、契約の相手方、野付郡別海町西春別駅前栄町52番地、尾藤電設工事株式会社、代

表取締役尾藤是誉。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、4月23日から5月9日までの休日を除く10日間。

応募者数は2社で、資格審査の結果、すべての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は6月6日、株式会社橋本電気商会、尾藤電設工事株式会社の2社による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は6,845万円、最低入札価格は6,830万円で、最低入札者であります本案の尾藤電設工事株式会社と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から翌年3月20日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の29ページをお開きください。

工事の場所は、さきに御説明しました議案第55号、建設建築主体工事と同様の場所となります。

工事概要ですが、工事名は尾岱沼消防施設建設電気設備工事。

電力設備としましては、高圧と低圧の契約、引き込みは地中埋設方式、受変電設備はキュービクル型となります。このほかの設備としまして消防システム設備、拡声設備、避雷設備の設置を予定しております。

30ページ、31ページには、代表的な電気設備図として、1階と2階の電灯設備図を掲載しております。

いずれも資料図の詳細については、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第56号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第56号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第17 議案第57号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第17 議案第57号工事請負契約の締結について、尾岱沼消防施設建設機械設備工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（河嶋田鶴枝君） 議案第57号の内容説明をいたします。

議案の15ページとなります。

本案も、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、尾岱沼消防施設建設機械設備工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、7,624万8,000円。（内消費税及び地方消費税額 564万8,000円）。

4、契約の相手方、野付郡別海町中春別西町6番地、株式会社高橋工業、代表取締役高橋宗靖。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、4月23日から5月9日までの休日を除く10日間。

応募者数は3社で、資格審査の結果、すべての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は6月6日、株式会社竹崎工業、株式会社高橋工業、畠沢ほっけん株式会社の3社による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は7,120万円、最低入札価格は7,060万円で、最低入札者であります本案の株式会社高橋工業と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から翌年3月20日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の32ページをお開きください。

工事の場所は、建設建築主体工事と同様の場所となります。

工事概要ですが、工事名は尾岱沼消防施設建設機械設備工事。

暖房設備の事務所系統は空気熱源ヒートポンプ式、分団詰所系統はFF式石油温風暖房機、車庫系統は電気式土壤蓄熱床暖房となります。

換気設備の居室は熱交換型換気扇、トイレなどの居室以外は埋め込み型やつり型換気扇、車庫はダクト式排ガス排出装置による換気となります。

給湯設備は温水発生機で、A重油だきを予定しております。

33ページ、34ページは、代表的な機械設備図で、1階と2階の給排水衛生設備図を掲載しております。

いずれも資料図の詳細については、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第57号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第57号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第18 議案第58号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第18 議案第58号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（河嶋田鶴枝君） 議案第58号の内容説明をいたします。

議案の16ページをお開きください。

議案第58号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条において、辺地の公共的な施設を整備しようとするときは、あらかじめ知事と協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならないと規定されていることから、総合整備計画の策定について、議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議については、事前に終了していることを申し上げます。
今回、総合整備計画を策定するのは、中春別、中西別及び上春別の三つの辺地です。
17ページから順次御説明いたします。

まず、17ページは、中春別辺地の総合整備計画です。
辺地の人口、998人。面積、125.3平方キロメートル。
辺地の概況のうち辺地を構成する字名、野付郡別海町中春別。
地域の中心の位置、野付郡別海町中春別西町3番地。
辺地度数、104点。

整備を必要とする事情は、交通道路については、近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の補修を実施し延命化を図る必要がある。

産業農林道については、大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。

下水道については、施設の老朽化に伴う事故・機能停止は社会生活に重大な影響を及ぼすため、改築・更新を効率的に進める必要があるというものです。

整備計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間となります。

施設名は3事業で、まず交通道路（橋梁長寿命化補修事業）は、事業主体名、別海町。事業費3,650万円。財源内訳は全額一般財源で、辺地対策事業債の予定額を3,650万円とするものです。

次に産業農林道（富岡南地区基盤整備促進事業）は、事業主体名、別海町。事業費1億6,826万2,000円。財源内訳は特定財源が9,209万円、一般財源が7,617万2,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を7,540万円とするものです。

次に下水道（農業集落排水事業）は、事業主体名、別海町。事業費150万円。財源内訳は特定財源が70万円、一般財源が80万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を70万円とするものです。

全施設の事業費合計は2億626万2,000円となります。

次に、18ページをお開きください。

こちらは中西別辺地の総合整備計画です。

辺地の人口、701人。面積、136.2平方キロメートル。
辺地の概況のうち辺地を構成する字名、野付郡別海町中西別。
地域の中心の位置、野付郡別海町中西別本町18番地。
辺地度数、126点。

整備を必要とする事情は、交通道路で、大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装・橋梁の補修を実施し延命化を図る必要があるというものです。

整備計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間となります。

施設名は1事業で、交通道路（中西別上風連線改良舗装事業外2事業）は、事業主体名、別海町。事業費7億2,415万8,000円。財源内訳は、特定財源が3億9,341万円、一般財源が3億3,074万8,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を3億2,280万円とするものです。

最後に19ページ、こちらは上春別辺地の総合整備計画です。

辺地の人口、839人。面積、101.2平方キロメートル。
辺地の概況のうち辺地を構成する字名、野付郡別海町上春別。
地域の中心の位置野付郡別海町上春別南町6番地1。

辺地度点数、141点。

整備を必要とする事情は、交通道路については、近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の補修を実施し延命化を図る必要がある。

産業農林道については、大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。

下水道については、施設の老朽化に伴う事故・機能停止は社会生活に重大な影響を及ぼすため、改築・更新を効率的に進める必要があるというものです。

整備計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間となります。

施設名は3事業となり、まず交通道路（橋梁長寿命化補修事業）は、事業主体名、別海町。事業費2,550万円。財源内訳は、全額一般財源で辺地対策事業債の予定額を2,550万円とするものです。

次に、産業農林道（上春別北地区農道整備事業外2事業）は、事業主体名、北海道。事業費7億1,530万円。財源内訳は、特定財源が5億5,435万7,000円、一般財源が1億6,094万3,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を1億6,050万円とするものです。

次に下水道（農業集落排水事業）は、事業主体名、別海町。事業費4,450万円。財源内訳は、特定財源が2,220万円、一般財源が2,230万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を2,220万円とするものです。

全施設の事業費合計は、7億8,530万円となります。

以上で、議案第58号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第58号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第19 報告第3号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第19 報告第3号平成25年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

総務部次長。

○総務部次長（河嶋田鶴枝君） 報告第3号の内容説明をいたします。

議案の20ページをお開き願います。

報告第3号平成25年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

本件につきましては、平成25年度別海町一般会計補正予算（第7号）で設定した繰越明許費について、その全額を平成26年度へ繰り越しとする繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものです。

21ページ、こちらが繰越計算書です。

いずれの事業も金額に対し、全額の繰り越し及び財源内訳はすべて未収入特定財源となります。

まず、3款民生費、2項児童福祉費、事業名、子ども・子育て支援事業計画策定事業

で、翌年度繰越額は350万円。財源内訳は、350万円全額道支出金です。

次に6款農林水産業費、1項農業費は5件で、事業名、道営一般農道整備事業（北大成地区）の負担金で、翌年度繰越額は2,101万5,000円。財源内訳は、町債が2,090万円、11万5,000円が一般財源です。

次の段、同事業（上春別第2地区）の負担金で、翌年度繰越額は2,997万円。財源内訳は、町債が2,980万円、17万円が一般財源です。

次の段、こちらも同事業（桜ヶ丘地区）の負担金で、翌年度繰越額は481万1,000円。財源内訳は、町債が470万円、11万1,000円が一般財源です。

次の段、事業名、道営基幹農道整備事業（南1号地区）の負担金で、翌年度繰越額は410万4,000円。財源内訳は、町債が400万円、10万4,000円が一般財源です。

次の段、事業名、基盤整備促進事業（富岡南地区）の工事費で、翌年度繰越額は5,116万2,000円。財源内訳は、国庫支出金が2,775万円、町債が2,270万円、71万2,000円が一般財源です。

次に、8款土木費、4項住宅費、事業名、公営住宅等整備事業は上春別団地1棟4戸の建築に係る経費で、翌年度繰越額は9,504万5,000円。財源内訳は、国庫支出金が4,115万円、5,389万5,000円が一般財源です。

続いて、10款教育費、2項小学校費、事業名、小学校校舎等改修事業は、上春別小学校の校舎屋内体育館改修に係る経費で、翌年度繰越額は9,074万9,000円。財源内訳は、国庫支出金が2,989万2,000円、町債が5,970万円、115万7,000円が一般財源です。

3項中学校費、事業名、中学校校舎等改修事業は、上春別中学校の校舎屋内体育館改修に係る経費で、翌年度繰越額は9,611万3,000円。財源内訳は、国庫支出金が3,088万2,000円で、町債が6,170万円、353万1,000円が一般財源です。

同じく3項中学校費、事業名、中春別建物耐震改修事業は、中春別中学校の2期工事に係る経費で、翌年度繰越額は5億4,078万円。財源内訳は、国庫支出金が2億6,342万9,000円、町債が2億6,150万円、1,585万1,000円が一般財源です。

翌年度繰越事業は10事業で、繰越額合計は金額で9億3,724万9,000円。翌年度繰越額も9億3,724万9,000円です。

未収入特定財源内訳は、国庫支出金が3億9,310万3,000円、道支出金が350万円、町債が4億6,500万円、一般財源が7,564万6,000円です。

以上で、報告第3号の内容説明を終わります。

◎散会宣告

○議長（渡邊政吉君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は、一般質問が午前10時から開催されますので、よろしく願いいたします。

それでは皆様、御苦勞さまでございました。

散会 午後 1時28分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員